

令和7年度 立入制限区域図

※この図面は、国有林野事業実行及び狩猟又は有害鳥獣駆除等にかかる事故防止の観点から、令和7年4月現在の国有林野事業等実行箇所(予定含む)及び入林状況等をお知らせする目的で香川森林管理事務所が作成しています。

～ 入林制限について ～

○国有林野事業実施箇所(予定含む)〔**区域赤色記載**〕内、その他理由による立入制限区域〔**区域黒色記載**〕内では、事故防止の観点から全ての方の立入りを制限しています。

○レクリエーションの森〔**区域青色記載**〕内では、狩猟や有害鳥獣駆除等を目的とした立入りを制限しています。

～ 国有林野事業の主たる事業内容 〔 区域赤色記載 〕～

○測定事業・・・国有林野の境界の確認・測量などを実施します。

○造林事業・・・造林木の育成に必要な施業(地拵、植付、間伐、病虫害防除等)を実施します。

○生産事業・・・造林木の伐採・搬出を実施します。

○林道事業・・・林道の新設・改良等を実施します。

○治山事業・・・治山(山の崩壊等を防ぐ)ための施設を施工します。

2 葉 の 内 2

美合・七箇担当区管内

生産事業

その他の事業

その他の事業

生産事業

治山事業

造林事業

生産事業

林道事業

その他の事業

福栄・高松担当区管内
(高松担当区)

造林事業

その他の事業

凡 例	
国 有 林 野	
公 有 林 野 等 官 行 造 林 地	
国有林野事業実施にかかる立入制限区域〔全ての方対象〕	
そ の 他 理 由 に か か る 立 入 制 限 区 域 〔 全 て の 方 対 象 〕	
レクリエーションの森にかかる立入制限区域〔鳥獣捕獲等対象〕	

